

医 第 1025 号
令和3年 7月16日

公益社団法人千葉県看護協会長
一般社団法人千葉県助産師会長
県内看護師等学校養成所の長
県内医療関係職種養成所の長
様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について (通知)

令和3年7月16日の第34回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に八千代市及び鎌ヶ谷市を加えること等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員の事業所や学校関係者等に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、要請内容については変更ありませんので、詳細は以下の千葉県ホームページを参照ください。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

【千葉県ホームページ】

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (7月9日)

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti41.html>

(連絡先)

健康福祉部医療整備課 看護師確保推進室

電話 043-223-3877

Eメール (組織) ryosei3@mz.pref.chiba.lg.jp

令和3年7月16日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL 043-223-2630

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の変更について

令和3年7月9日、県では、新型コロナウイルス感染症の対策について、7月12日から8月22日までの協力要請等の内容を決定したところですが、この度、県内の感染状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を以下のとおりとします。

1 まん延防止等重点措置区域について

【現在のまん延防止等重点措置区域（9市）】

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市

【変更後のまん延防止等重点措置区域（11市）】

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

※ 八千代市、鎌ヶ谷市を追加

2 変更後の区域の適用期間

7月19日(月)から8月22日(日)まで

3 注意深く見ていく区域（警戒区域）について

- 措置区域以外の東葛地域（野田市、流山市、我孫子市）
- 印旛地域の一部（佐倉市、四街道市など）